

各私立学校設置者 様
各私立小・中・高・中等教育学校長 様
各私立幼稚園長 様
各私立専修学校・各種学校長 様

大阪府教育庁私学課長

春季休業期間中の教育活動について

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業については、令和 2 年 2 月 28 日付け教私第 3579 号の通知によりご協力をお願いしたところです（下段破線囲み【参考】を参照）。

このたび、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議における決定を踏まえ、府教育委員会では、府立学校における春季休業期間中の教育活動等（部活動を含む。）については、「クラスター発生のリスクを下げるための原則（注）に留意したうえ、教育活動等を行うことができる。ただし、学校内での活動に限るものとする。」としました。

別添（写）のとおり、府立学校の対応を示した府立学校長・准校長あて発出文書を参考送付いたしますので、貴学校園における対応の参考としてください。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

注：クラスター発生のリスクを下げるための原則

- (1) 換気を励行する（2 方向の窓を同時に開ける等）
- (2) 人の密度を下げる（会場の広さを確保し、お互いの距離を 1～2 メートル程度あける等）
- (3) 近距離での会話や発声、高唱を避ける（やむを得ず近距離での会話が必要な場合マスク着用等）

※ 手指衛生、咳エチケット、共用品を使わないことや使う場合の消毒など、予防対策を徹底する。
また、児童生徒等の日々の健康観察を行い、発熱等の症状がある場合には登校させないこと。

【参考】令和 2 年 2 月 28 日付け教私第 3579 号「新型コロナウイルス感染症対策の一斉臨時休業について（通知）」より

令和 2 年 3 月 2 日（月）から幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等課程を置く専修学校及び各種学校のうち外国人学校を臨時休業としてください。

- ・ 3 月 2 日から 4 月始業日までを原則として児童生徒の活動を停止してください。
- ・ ただし、卒業式、入学式、入学者選抜及びこれらに関連する説明会等を実施する場合は、感染防止策を講じ、必要最小限な規模としてください。

【添付文書】

- (1) 府立学校における臨時休業および春季休業期間中の教育活動等について（通知）
- (2) 【別紙】令和2年3月23日から4月7日の間の教育活動等における留意事項（令和2年3月16日時点）
- (3) 【参考資料】けんこうかんさつカード

（お問い合わせ先）

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ

奥野、浅野（06-6941-0351 内線 4858）

総務・専各振興グループ

貞末、江藤（ " 内線 4862）

幼稚園振興グループ

中村、畑中（ " 内線 4860）